

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和3年8月3日（総21第127号）

在デンパサール日本国総領事館

●ジャワ・バリでの活動制限（内務大臣指示）が8月9日まで延長されました。

1. 8月2日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、8月3日以降は、活動制限レベル4、レベル3及びレベル2に分け、8月9日まで延長する旨の内務大臣指示（2021年27号）を発出しました。本大臣指示により、活動制限レベル毎の区分地域に一部変更が生じ、活動制限レベル3の制限内容が一部緩和されましたが、ジャカルタ首都圏やその他主要な都市圏については引き続き活動制限レベル4のままとされており、かつ制限内容には変更はありません。

2. 今般ジャワ・バリで活動制限レベル4とされた地域には、これまで同様、ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市、西ジャワ州デポック市、ボゴール県、ボゴール市、ブカシ県、ブカシ市）、西ジャワ州チレボン市、バンドン市、中部ジャワ州スマラン市、ジョグジャカルタ特別州、東ジャワ州スラバヤ市、マラン市、バリ州デンパサール市などが含まれます。一方、これまで活動制限レベル4とされていた西ジャワ州のカラワン県は、活動制限レベル3に区分されました。

※当館注：当館管轄州で8月3日現在レベル4に指定されているのは、

バリ州 全県・デンパサール市

西ヌサトゥンガラ州 マタラム市

東ヌサトゥンガラ州 シッカ県・東スンバ県・クパン市

となります。

3. ジャワ・バリでの活動制限レベル4の制限内容は変更ありません。これまでの活動制限については、7月26日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100216483.pdf>）を参照してください。また、今般、活動制限レベル3については、必須（esensial）分野に含まれる輸出指向産業の活動においてシフト回数の制限が撤廃されましたが、それ以外の変更はありません。活動制限レベル2は一層緩和された内容となっていますが、レベル2に区分された地域は西ジャワ州タシクマラヤ県のみとなっています。なお、活動制限レベル3およびレベル2の県・市の長は、地域の状況を踏まえ、内務大臣指示に記載のある規制よりも厳しい規制を実施できるとされていますので、実際の活動制限の内容については、各地方政府の発表等を確認してください。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される

可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

5. 現在、インドネシア国内では、ジャカルタを始め、ジャワ島内を中心に新型コロナウイルスの感染が急激に拡大しており、当館管轄州においても、同様に感染が急激に拡大しています。在留邦人の皆様におかれても、不要不急の移動はなるべく避け、感染予防対策を徹底して、ご自身やご家族の安全確保に努めてください。